

資格取得届・資格喪失届の提出

3月・4月は、採用や退職等による人事異動が多い時期です。従業員を採用または従業員が退職(死亡)したとき等は、事業主は、年金事務所または健康保険組合に、**被保険者資格取得届(70歳以上被用者該当届)**または**被保険者資格喪失届(70歳以上被用者不該当届)**のご提出をお願いします。なお、パートタイム労働者および短時間労働者についても、届出が必要です。

- パートタイム労働者** 同一の事業所に使用される通常の労働者の所定労働時間および所定労働日数の4分の3以上を勤務する労働者
- 短時間労働者** 特定適用事業所または任意特定事業所に勤務し、次の①～④のすべてに該当する労働者。
①週の所定労働時間が20時間以上 ②雇用期間が1年以上見込まれる ③賃金月額が8.8万円以上 ④学生(屋間部)ではない

従業員を採用したとき 被保険者資格取得届



従業員の資格取得日から**5日以内**にご提出ください。資格取得日とは、**事実上の使用関係が発生した日**です。試用期間であっても報酬を支払う等、事実上の使用関係が生じていれば、その開始日が資格取得日となります。

- 事業主は、氏名・生年月日・性別・住所・マイナンバー(個人番号)または基礎年金番号について、**必ず本人確認**のうえ、届け出てください。
- 個人番号欄に**基礎年金番号**を記入する場合は、**左詰め**でお願いします。
- 日本国内に住民票がないために**個人番号**がなく、かつ、今まで公的年金制度に加入したことがない方(基礎年金番号の新規付番者)が届け出る場合は、**住所欄に居所等および個人番号(住民票住所)がない理由**を記入するとともに、**確認できる書類**を添付してください。
- 従業員(被保険者)に**扶養する家族**がいる場合は、**被扶養者(異動)届**もあわせてご提出ください。
- 60歳以上**の従業員(被保険者)が、**退職後1日の間もなく再雇用**される場合は、**就業規則の写しと退職辞令の写し**、または、**退職日および再雇用日に関する事業主の証明書**(事業主印が押印されているもの)のいずれかを添付してください。同時に、同日付の資格喪失届のご提出も必要となります。
- 厚生年金保険に加入していた**70歳以上の従業員**を採用、または**従業員が70歳到達後も継続して雇用**する場合は、**70歳以上被用者該当届**をご提出ください。

従業員が退職(死亡)したとき 被保険者資格喪失届



従業員の資格喪失日から**5日以内**にご提出ください。資格喪失日とは、**退職(死亡)日の翌日**です。退職(死亡)した年月日を、備考欄に記入してください。月の末日に退職(死亡)した場合は、翌月1日が資格喪失日となります。

- 退職(死亡)した従業員とその扶養家族(被扶養者)の**健康保険被保険者証**を必ず添付してください。紛失等により添付(返納)できない場合は、**被保険者資格喪失届に理由**を記入するか、**被保険者証回収不能・滅失届**を添付してください。高齢受給者証、特定疾病療養受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付を受けている場合も同様です。
- 60歳未満**で退職した場合は、**国民年金の加入手続き**が必要です。**退職日の翌日から14日以内**に、マイナンバー(個人番号)カード、年金手帳等をお持ちのうえ、お住まいの市区町村または年金事務所でお手続きください。

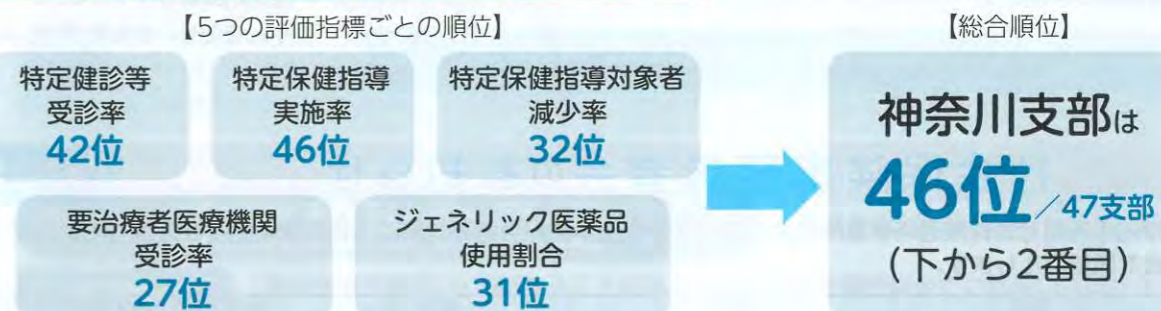
資格取得届・資格喪失届に関する詳しい内容は、日本年金機構のホームページをご参照ください。

日本年金機構のホームページ ⇒ 事業主の方 ⇒ シーン別手続き案内 ⇒ 従業員に関する手続き

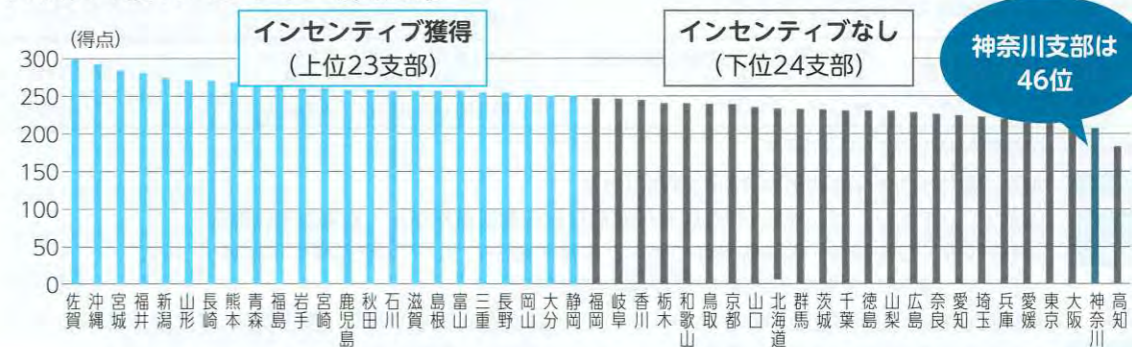
平成30年度インセンティブ制度の実績が出ました! ～皆さまの取組で将来の保険料率が変わります～

インセンティブ制度とは 皆さまの取組を5つの評価指標で都道府県支部ごとにランク付けし、上位23支部にインセンティブ(報奨金)を付与することで、「健康保険料率」に反映させるものです。

平成30年度の実績(神奈川支部の順位)



【平成30年度インセンティブ制度結果】



◆ 順位向上のため、皆さまにお願いしたいこと ◆

毎年必ず、協会けんぽの健診を受けましょう!

35歳以上の被保険者の方は生活習慣病予防健診を、40歳以上の被扶養者の方は特定健診をご利用ください。
▶ 生活習慣病予防健診を利用されていない事業所は、事業所健診(定期健康診断)結果データの提出にご協力ください。

特定保健指導を受けましょう!

健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合には、特定保健指導を受けてください。

ジェネリック医薬品を使用しましょう!

医療機関や薬局では積極的にジェネリック医薬品の処方の希望を伝えてください。

評価指標の順位は毎年度の取組結果により変わります!

皆さま一人ひとりのご協力をお願いします!!

